

京葉銀カード会員規約 改定箇所

(2024年4月改定)

改定前	改定後
<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、<u>職業、勤務先、取引を行う目的、</u></p> <p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した<u>会員の申込区分</u>に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に<u>限る</u>）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな<u>会員</u></p>	<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、<u>勤務先、国籍、在留資格、在留期間、</u>取引を行う目的、</p> <p>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、<u>国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p> <p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字<u>または登録</u>した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に<u>限ります</u>）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新た</p>

番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。

2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面上に印字された会員

第7条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。

第11条（カードの再発行）

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、

第13条（会員保障制度）

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害

⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起

なカードを発行し、貸与します。（ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合があります）。

2. カードの所有権は当社に属し、カードおよびカード情報はカード券面に印字または登録された会員

第7条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。

第11条（カードの再発行）

当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り、

第13条（会員保障制度）

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

⑦会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合

⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害

⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起

<p>因する損害</p> <p><u>⑨</u>その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由により<u>会員資格を取消された場合</u>、</p> <p>第22条（会員資格の取消）</p> <p><u>3.</u> 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、</p> <p><u>4.</u> 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよび</p> <p><u>5.</u> 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用し</p>	<p>因する損害</p> <p><u>⑩</u>その他本規約に違反する使用に起因する損害</p> <p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p><u>10.</u> 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に<u>該当したことが判明した場合</u>、</p> <p>第22条（会員資格の取消）</p> <p><u>3.</u> 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p><u>4.</u> 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合には、</p> <p><u>5.</u> 当社は、会員資格の取消を行なった場合、カードおよび。</p> <p><u>6.</u> 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用し</p>
--	---

第27条（カードショッピング）

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。

< ご相談窓口 >

株式会社京葉銀カード

〒260-0012 千葉市中央区本町 3-2-6

電話番号 043-222-2131

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

< V J 紛失・盗難受付デスク >

フリーダイヤル 0120-919456

※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京03-6627-4057

大阪06-6445-3530

第27条（カードショッピング）

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限ります）。

< ご相談窓口 >

株式会社京葉銀カード

〒260-0012 千葉市中央区本町 3-2-6

電話番号 043-222-2131

< V J 紛失・盗難受付デスク >

フリーダイヤル 0120-919456

上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京03-6627-4057

大阪06-6445-3530

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。